

会 議 録

1 会議名

平成25年度 第2回岱明地域協議会

2 開催日時

平成25年11月28日(木) 午後1時30分から午後3時まで

3 開催場所

岱明支所 2階 第2会議室

4 出席者

- (1) 委 員：森尾由成、前田敦子、永井光子、倉野尾誠至、新野尾富美
檜原宏海、村田明彦、松本正廣、川元孝廣、小山玲子
堀幸一（遅れて出席）
- (2) 事務局：山口岱明市民生活課長、宇野岱明市民生活課市民係長、松倉岱明
市民生活課主任
- (3) 所管課：松本生涯学習課長、松本生涯学習課岱明町公民館長、西川生涯学
習課公民館係長、原口企画経営部長、島崎企画経営課長、前田企
画経営課経営戦略係長、北川企画経営課主任、神永都市計画課都
市計画係長、森田都市計画課主査、森川都市計画課主任

欠席者

委 員：木村勝、前田弘幸、田中安子、坂上眞千子

5 会議内容

- (1) 玉名市教育委員会所管機構改革に関する事項について（報告）
- (2) 玉名市都市計画マスタープラン地域別構想（案）について（報告）
- (3) その他

6 議事の概略・協議結果

- (1) 玉名市教育委員会所管機構改革に関する事項について（報告）
生涯学習課公民館係及び経営企画課経営戦略係の担当者から報告内容に
ついて説明後、質疑応答が行われた。
- (2) 玉名市都市計画マスタープラン地域別構想（案）について（報告）
都市計画課都市計画係の担当者から報告内容について説明後、質疑応答が
行われた。
- (3) その他

7 会議資料

- (1) 会議次第

- (2) 玉名市教育委員会所管機構改革に関する事項について
- (3) 玉名市都市計画マスタープラン地域別構想（案）について

8 傍聴人の数

0人

9 非公開の理由

—

10 会議録の種類

要点記録

11 発言の内容

(事務局)

只今から、平成25年度第2回岱明地域協議会を開催いたします。

本日は、15名中10名の委員の皆様にご出席をいただいております。委員の2分の1以上の出席がありますので、「玉名市地域自治区の設置等に関する条例」第12条第2項の規定により、本会議が成立することをご報告いたします。

それでは最初に、森尾会長よりご挨拶をお願いします。

(会長)

こんにちは。寒い1日になりました。皆さんお忙しい中集まってくださましてありがとうございます。11月なのに台風31号がベトナムを襲撃したりして、気持ちの面では秋なのかまだ夏を引っ張っているのかわからないのですが、外は真冬状態で何となくまだまだ気持ちと体がマッチしていない状況が続いています。

本日は、第2回の協議会となりますけれども、各委員さんそれぞれの立場で、いろんなご意見等伺えたらありがたいと思います。どうか本日はよろしくをお願いします。

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、本日の議事録署名人の指名を、森尾会長にお願いいたします。

(会長)

本日の議事録署名人を、川元委員と松本委員にお願いします。

(事務局)

議題に入る前に資料の確認をお願いします。

【会議資料の確認】

それでは議事に入りたいと思います。議事進行につきましては、会長が

議長を務めることになっておりますので、森尾会長にお願いしたいと思
います。それでは会長よろしく申し上げます。

(会長)

早速議事に入りたいと思います。これまでもそうだったように、発言さ
れる時には、それぞれ各自名前をおっしゃった上で発言をお願いします。
それでは議題1の玉名市教育委員会所管機構改革に関する事項についての
報告をお願いします。

(企画経営課、生涯学習課)

【資料に沿って玉名市教育委員会所管機構改革に関する事項の内容につい
て説明】

(会長)

今それぞれ説明がありましたが、各委員さんからご意見質問等ありまし
たらどうぞ。

(委員)

コミュニティ推進課というのは、既存の4つの公民館を合わせて1つの
課ができるということですか。

(企画経営課)

はい。

(委員)

私は支館長をやっていますが、公民館の中に各校区の担当職員がいらっ
しゃいますが、会議の際に1度も来ていただいたことはありません。今の
説明のように、地域の話し合いの中に公民館の職員が出て行けば、公民館
の職員の仕事は当然増えていきます。岱明町公民館の職員は3人というこ
とですが、仕事が増えたからといって職員は増えない訳ですよ。その人
達が頑張らないといけないということですよ。

(企画経営課)

今言われたとおりなのですが、1つだけお断りをしたいのが、それぞれの
団体ですべきことは、それぞれの団体でやってくださいというのが前提
です。団体の会計や資料作成など本来団体がすべきことは団体がしてくだ
さいということです。資料の中に相談助言という言葉を使っていますが、
これは、例えば新たな事業をしたいという相談があった時に、公民館の職
員が関係する課に相談して、事業の支援をするようなことを想定していま
すので、誤解の無いようにお願いしたいと思います。

(委員)

高道校区まちづくり委員会では、地域で祭りをしているのですが、それには商工観光課から職員に来てもらっている。こういうのも公民館の職員に頼んでもよいのですか。

(企画経営課)

今のお話は、商工観光課の職員がまちづくり委員会の事務を行っている件だと思いますが、これは、あくまでも地域の住民としてのお手伝いということですので、市の職員としての業務ではございません。このように、職員がどんどん地域に溶け込んでいき、地域のことを自主的にやろうという職員がより増えればよいと思います。

(委員)

いつも感じるのが、行政の場合縦割りが多い。地域からすれば、縦割でされたら非常に困るところがあるのです。何かをやろうとすると、何ヶ所も手続きに行かないといけない。職員が少なくなっていくという話を会議の時にいつも聞くのですけれど、縦割りではなく、職員同士で手伝っていないと対応できないのではないのでしょうか。

(企画経営課)

誤解がないように付け加えさせていただきたい点がございます。先程お話があった支館活動への市の職員の関わり方ですけれど、現在、公民館に支館を担当している職員がそれぞれおります。この支館活動というのは、市の公民館活動を委託料という形で各支館にお願いをしているわけですが、おそらく事務局を公民館の方で持っておりまして、それぞれ担当が貼りついていると思います。この関わり方については、本組織再編したとしても変わりません。どこまで行政側が支館活動に支援ができるかというのは、先程言いましたような基本的な考えでいくと差異はないと思いますが、本組織が再編することにより、支館の公民館職員の関わりがなくなるということではないことを改めて申し上げておきます。それから、各種の市民活動がありますが、そういったものについては、当然通常の業務に支障がない範囲で、市の職員として協力していくということは、引き続きしていく必要があると思います。

(委員)

ボランティア活動は、それぞれの団体、自分達でやっていくということが、非常に大切なことだと思います。それが人材の育成にも繋がってくるだろうと思います。行政の相談もあるということですが、自分達でがんばっていても、行政が指導しなければならないこともあると思います。各団体の役員が代わられたり、中身がよくわからなかったりする場合もあると思いますので、きちんと指導していただきたいと思います。

(会長)

他に何かご意見ありますか。

(委員)

コミュニティ推進課として独立されるということですが、今までと比べて具体的にどう変わっていくわけですか。この文書ではわかりにくいのです。公民館活動は必要なのですが、今後どういうふうにされるのか。理想的なものを書いてあるのですが、この文書ではわかりませんので、具体的にわかりやすく説明をお願いします。

(企画経営課)

今までは、岱明は岱明、横島は横島でそれぞれの公民館行事を行ってきました。例えば、いちごマラソンは横島町公民館の行事なので横島町公民館が行っており、今は課が違いますので、なかなか協力体制が思うようにはいきませんでした。今後は一つの課になりますので、いちごマラソンの忙しい時期は、課長の命令で各公民館から手伝いに行きなさいとか、そういう職員の集中投資ができます。組織のことばかり言うてはいけませんが、組織の機能性が上がれば行事の質も上がると思いますので、機構改革としても利点ということで挙げさせていただいております。

(会長)

よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(会長)

他に何かありませんか。無いようでしたら、この議題についての報告は終わりたいと思います。

次に議題2 玉名市都市計画マスタープラン地域別構想（案）についての報告をお願いします。

(都市計画課)

【資料に沿って玉名市都市計画マスタープラン地域別構想（案）の内容について説明】

(会長)

説明がありましたけれども、各委員さんからご意見がありましたらお願いします。

(委員)

私はJR大野下駅で働いているのですが、西部地域の概要の中に、残念

ながら大野下駅を活用するという文言が一言も出てきていませんでした。せっかくあるJRの鹿児島本線の大野下駅ですので、是非入れて欲しかった。都市計画の観点からしても、新しく駅を造って欲しいという訳ではなく、既存にある駅を活用するという文言が入っていないというのはいかななものかなと思いました。地域の方はすごく不便をされている。何故ならば、新幹線が開通して、今まで上下線とも1時間に2本あったのに、1本が快速になり便数が少なくなってしまった。しかし、朝から通勤通学の方が、1電車で多い時は50人くらい乗って行かれます。そのくらい学生さんや会社員の方から便利に使っていただいています。資料の中に大野下駅は不便で使いにくいという意見がありますけれど、使いにくいからこそ、それをうまく活用していただきたい。議会の方にも、昼の便を少し増やして欲しいと以前からお願いをしております。

(都市計画課)

委員がおっしゃるとおりでございます。地域ワークショップの中に大野下駅への意見は出てきておりますが、資料17ページの概況の中には文字として出てきていません。駅というのは、都市計画上でも市民の方が利用される拠点になってくるものでございますので、これは追加を検討させていただきたいと思っております。

(委員)

マスタープランの概要の中に、景観のまちづくりの推進ということに掲載されているのですが、具体的には何をするのでですか。

(会長)

何か、具体的な案というものはあるのですか。

(都市計画課)

今日報告させていただいているのは地域別構想ということで、市内を6地域に分けたところの資料をお配りしていますが、資料の前の方にある市全体のことをまとめていく全体構想の中に、景観に関するまちづくりの事を分野別方針の中で謳わせていただいております。

(都市計画課)

この中に景観という項目がございますが、今日は資料をお持ちしていません。

(都市計画課)

この概要の中では、景観形成の基本方針ということで、玉名市は文化的な景観から自然景観、いろんな豊富な景観に恵まれているところですので、景観行政団体を目指しながら、景観に関する方針を玉名市として出していきたいということを謳わせていただいております、具体的にはいろいろな

来訪者をおもてなしする景観形成ですとか、玉名市を象徴するふるさとの景観保全などを具体的に全体構想の中で謳わせていただいております。

(委員)

私がいつも感じているのが、高齢化社会の中で空き家が増えてきていると思う。朽ちた空き家は景観にそぐわないし、安全面では火災、暴風雨、防犯等に絡むと思います。その時に思ったことが、固定資産税は課税の特例で家が建っていると安いのです。空き家を更地にすると現行では特例が適用されず、最大で5～6倍も高くなり、誰も更地にはしないと思う。そこで、例えば3年以上不在になった場合や利活用していないものは、特例を適用しないこととし、更地にした場合は、特例の特例等で固定資産税を家が建っていた時と同じ税率にするなどの方法をとっていかない限り更地にはしないと思う。

(都市計画課)

空き家や老朽家屋の問題については、全国的な問題になっており、他の自治体も頭を痛めている。玉名市としましても頭が痛いところです。何故ならば、所有者がいるので行政がなかなか入り込めない部分がございます。他の自治体が行っているのは、景観上又は防災の安全上危険な空き家や老朽家屋については、独自の空き家対策条例を設けて、所有者の方に対して、条例を基に促すという対策方法があると思います。しかし、玉名市は条例制定まではしていない状況でございます。この地域別構想の中のどの地域でも、空き家や空き地の解消が課題として挙がっておりますので、この取組みを具現化するための方策が今後の大きな検討課題でございます。

(会長)

他に何かありませんか。

(委員)

1つは、地域を6つに分けてありますが、これはどういうことですか。6つに分けなくても、今までの自治区で分けてもできたのではないかとも思う。もう1つは、これは計画だから実行できるかできないかはわからないのですよね。

(都市計画課)

地域の分け方については、都市計画マスタープランというのが、土地利用計画が大きな方針になっており、旧自治体で分けるという案も当初あったのですが、市全体を1つのものとして考えた時に、岱明は西部地域ですが、地形や地域の繋がり、計画性等を考えた時に、滑石地域と統一性があるのではないかということで区分させていただいた。自治体単位のものではなく、道路や土地利用の方法等、統一地域を1つの地域としてまとめて

いきたいという考え方がありましたので、市全体を6つに分けさせていただいた。

(委員)

分け方によって、良いことや悪いことがありますか。三ツ川や横島等は都市計画区域外であり、もし区域に入ったら、税金も高くなるような気がして、家等を建てる場合は建築確認が必要になってくる。

(都市計画課)

都市計画の区域内や外であるという議論もありますが、当然ながら、都市計画区域内であれば都市計画の法的な縛りが出てきます。建物の建築確認の際に、建て替えであれば後退して建てないといけないなど、現実的にそのような縛りがでてきます。都市計画の考え方というのが、安全な道路の整備や緊急車両が通れるような幅員の道路を確保するというのもあるので、メリットやデメリットも表裏であるのは現実です。説明の中でも申しましたとおり、区域内ではないからこの計画には入れないということではなく、合併後の一体的なまちづくりを考えた上では、区域内外は関係ないという議論で、今回この計画を立案したところです。

(都市計画課)

先程の説明の中で誤解があるのかなと思ったのですが、横島、天水、三ツ川を区域に入れるというのは、この計画により都市計画区域に入れてしまうということではなく、この構想の中の区域に入れるという意味なので、この地図に載せているから都市計画区域になるということではありません。

(委員)

滑石は、以前は岱陽中で岱明と一緒にした。今も交流があります。道路についても、下沖洲から三崎まで都市計画道路の計画があるかと思います。岱明玉名線も早くできるはずだったが、説明では平成30年の計画となっている。早く造ってもらおうよう努力してください。

(都市計画課)

文化財関係で時間が必要になっておりまして、土木課が整備や交渉を努力しているところです。次に、この計画を具体的にどうしていくのかという話ですが、来年からこの計画が施行されるのですが、この計画は多岐の関係課にわたる内容になりますので、関係各課と連携をとりながら、このような協議会の場でもご意見をいただきながら、計画の進捗状況等についても報告しながら進めていきたいと考えています。具体的に進めるにあたっては、このように出された貴重な地域別の課題を、現実的に解決していく方策について更に検討していくべきだと思っています。

(委員)

浮田のため池は、以前から公園計画があり、近くに玉名バイパスもできたことから、早く整備地域に取りあげてもらいたいと思います。

(委員)

浮田のため池は、県のマスタープランか何かの中で整備計画の話があった。自然や景観、公衆の場等いろんな意味で利用価値あると思っていたところ、資料にちゃんと書いてあったので良かったと思った。

(委員)

都市計画のマスタープランには直接関係ないかもしれませんが、国道501号線ができた時に、岱明は何かの区域だから何も建てられないという話を聞いたことがある。他の市には大きな道の駅がありますが、玉名には横島や天水等小さな物産館が分散してあります。あのように大きな道路が通っており、土地もたくさんあるので、玉名市として大きな道の駅ができたらと思います。地域の人のお買い物だけでなく、市外や県外からも取り込むようなそういう計画があればと思います。このマスタープランができたことによって、岱明の501号線が何か変わるようなことは全然ないのですか。

(委員)

岱明の501号線沿いは、農振地域なのです。私の記憶では、セブンイレブンからコマツリフトまでの北側は農振が外れている。そこから鍋方面はまだ外れていない。土地改良事業がされてないため、生活排水を用水路に流せないから農振は除外してないと思います。

(委員)

農地法というのは、戦後の悪法です。昔はそれで良かったかもしれないが、今は土地を持っていても何もできないから市も発展しない。住民も家を建てたくても建てられない。

(委員)

せつかく新しい都市計画のマスタープランができるのだから、何かが変わり、住みやすさや活気が出るような何かが出てくるのかなと思ったものですから。

(会長)

できれば各担当の方が知恵を出し合って、よい解決策を引き出してもらえればと思います。

(都市計画課)

今回報告しました地域別構想も含めて、都市計画マスタープランの決定機関と策定委員会を設けており、12月2日に最後の策定委員会が開かれ、そこで協議し確定していきます。今回地域協議会に報告をさせていただきます

ましたが、策定委員会の中で変更になるものも出てくるかと思しますので、その点はご了承いただきたいと思ひます。

(委員)

策定委員会の委員はどんな人ですか。

(都市計画課)

大学の先生、識者の方、関係行政機関の方、経済団体の代表の方です。

(都市計画課)

岱明地域からは、商工会の会長さんに入ってもらっています。

(委員)

開田地区では不法投棄の問題が結構あり、各地域にも問題が出てきているので、是非教えていただきたいのですが、都市計画課の方で不法投棄に対し体制があるのか、若しくはこういう形で考えているというのがあれば教えていただけたらと思ひます。

(都市計画課)

不法投棄についての担当課は環境整備課になります。この都市計画マスタープランを作る時の作業部会の中に、環境整備課からもメンバーに入っていて内容は確認をしているのですが、環境整備課では環境計画というのでできていますので、その中で具体的なことをまとめていく形になると思ひます。都市計画マスタープランは、あくまで大きな方向付けですので、その中で関係各課がそれぞれ計画し具体化していくものになりますので、都市計画課と環境整備課が連携を取りながら進めていく形になると思ひます。

(事務局)

玉名市では、不法投棄の監視、回収委託を5業者に委託している。旧玉名市を2業者、旧岱明町も2業者、横島町と天水町を1業者にお願いしている。委託契約の内容としては、市内をパトロールし、不法投棄があった場合は回収するものです。

(会長)

他に何かありませんか。

(委員)

先程、地域のコミュニティの場所として公民館をより活用するという話がありましたが、以前から岱明町公民館建設の話がありますが、その後どうなっているのでしょうか。

(都市計画課)

公民館等の公共施設については、今のまま公共施設の維持費を継続していくのは大変なので、今後の適正な公共施設の配置について公共施設適正

化計画を企画経営課が作成していますので、その計画の中で検討されています。

(事務局)

岱明町公民館建設については、岱明庁舎の2階、3階を利用するという案が出ています。この案は、行政が一方向的に作成したものですから、この地域協議会の中でも、新しい提案をして意見を求めることもできるのではないかなとも思います。あまり住民の皆さんの考えを聴いていない状態で建設してよいものかなとも思います。

(委員)

公民館を新しく建てるのが無理だったら、この庁舎の一部を公民館として活用させていただきたいとこの地域協議会の中で要望しました。

(委員)

以前の地域協議会では、体の不自由な方も来られるので、公民館は1階が良いのではないかという意見が出た。しかし、支所に来られる方が多いので、支所が1階で、2階3階に公民館をとということだった。

(事務局)

今伝えられるというところまでの報告ですが、庁内に本庁及び各支所の跡地利用について検討するプロジェクトチームが立ち上がっており、その中で、岱明支所につきましては2階を図書館、3階を公民館とする案の計画図面が作られています。最終的な決定というのは、この案を市長に伺い、市長が決定する時ですので、その前に案がまとまりましたら、地域協議会に対し、企画経営課の方から説明があると思います。私の方からも、案がまとまり次第報告してくださいと伝えますので、よろしく願います。

(委員)

市長のマニフェストに、岱明町公民館は平成27年度に建設すると書いてあった。それと地域協議会は平成27年度で終わりなのですよ。岱明地区に公民館を造るのならば、住民が利用しやすいように造っていくのが私達委員の責任だと思う。もしそのような報告があるのならば、会長はじめ地域協議会の了解を受けるなどして欲しい。以前、エレベーターが1個しかないのに、西側にも必要だと意見を出した。公民館というのは、岱明町にとっては重要なものなので。

(会長)

岱明町公民館の建設については、今まで皆さんいろんな意見を出し合いながらやってきましたが、私達の意見と行政の壁というのは、予算のことも含めて思った以上にあるのです。最終的には、市長や議会が予算を決定

することなので、公民館を改修するとか新しく建てるとかの決定はできるだけ急いでもらって、市長が決定した時点で、公民館の使いやすさや運用のしやすさなどの意見を地域協議会に求めてもらいたい。

(委員)

公民館建設の問題は、私がこの委員になってからずっと話が出ている。合併する時に、岱明町公民館と岱明玉名線は最初に行う計画でした。それが知らない間に、耐震の問題ということで、岱明中の体育館建設が先に行われた。それで公民館建設は打ち切れ、今では計画にも載ってない。しかし、岱明町公民館は耐用年数も過ぎて危ない状況である。以前も言ったが、既に合併前に岱明町の税金で土地を買い、建設費も確保していたので、予定どおり建設して欲しいと言ってきたが、合併して玉名市に持って行かれた。早く造って欲しいと要望するが、金が無い予算が無いと言われる。岱明町の住民からすれば、予定どおりに造ってもらった方が一番よい。岱明支所の中に公民館を移設する案も最初は駄目だと言いつけてきたが、岱明町の住民からすると、早く建設してもらうことが先決。ですので、この公民館建設の問題は、先程会長がおっしゃったように今まで審議を行ってきたので、きちんと報告してもらいたい。

(会長)

他に何かありませんか。無いようでしたらこの議題は終わります。

議題3その他ということですが、今まで活動して思ったことや意見があればお願いします。

(委員)

ありません。

(会長)

事務局の方からありますか。

(事務局)

ありません。

(会長)

無いようでしたら、議題3その他についてはこれで終了です。

本日の議題につきましては、これで終了です。事務局にお返しします。

(事務局)

それでは、以上をもちまして平成25年度第2回岱明地域協議会を閉会します。

12 問い合わせ先

玉名市岱明市民生活課 TEL0968-57-1111